

「新たな下請代金債権保全策」の導入について

(「新たな下請代金債権保全策」検討委員会 中間とりまとめ概要)

平成 22 年 9 月 10 日

1. 背景と課題

- ・ 建設市場が急速に縮小し、建設企業は極めて厳しい経営環境。
- ・ 裾野の広い重層下請構造を背景に、下請へのしわ寄せ、連鎖倒産・賃金不払が増加し、建設生産システムの綻びや社会経済への多大な被害が懸念。
- ・ 現行の下請代金債権保全策は、自ら申し込んだ下請に限って適用されるため、元請倒産による被害抑制効果は限定的。また、損失補償のために必要な基金は、継続的に財政措置を要するため、自立的な制度となっていない。
- ・ このため、「新たな下請代金債権保全策」の導入が必要。

2. 意義・必要性

- ・ 元請の倒産に伴う連鎖倒産を抑止、下請の労働者の賃金等を確保する必要。
- ・ 税金で行われる公共工事では、発注者からの工事代金が工事従事者へ適切に支払われることが重要。労働条件の安定は、工事の品質確保の基本。
- ・ 重層下請構造の是正、元下間の構造改善を推進する必要。

3. 「新たな下請債権保全策」の制度設計

(1) 支払ボンド

① 仕組み【別紙1】

- ・ 元請倒産時に、保証機関が下請の未払債権額の支払を保証。元請は、保証証書(支払ボンド)をあらかじめ発注者に提出。

② 保証機関の在り方

- ・ 保証の引受時の信用リスク審査、元請倒産時の下請の損害査定を行う機関の在り方について、関係機関の意見も踏まえつつ、幅広く検討。

③ 引受リスクの抑制・分散

- ・ 保証範囲は、制度導入時は1次下請まで。適切な付保割合、保証金支払上限を設定。
- ・ 大規模倒産時の保証金支払にも耐え得る規模の公的な再保証システムの創設。

(2) 信託方式

① 仕組み【別紙2-1、2-2】

- ・ 元請が工事請負代金債権を信託銀行に信託し、信託銀行が下請代金債務を併存的に引き受ける方式(信託銀行活用型)。
- ・ 元請が下請のため自ら受託者となって工事請負代金債権を分別管理する方式(自己信託型)。

② 円滑な運営のための措置

- ・ 保全対象は、制度導入時は1次下請まで。保全割合は、工事請負代金の一定割合を限度。未払債権額を円滑に確定させるため出来高査定機関をあらかじめ約定。

③ 元請の資金繰り対策

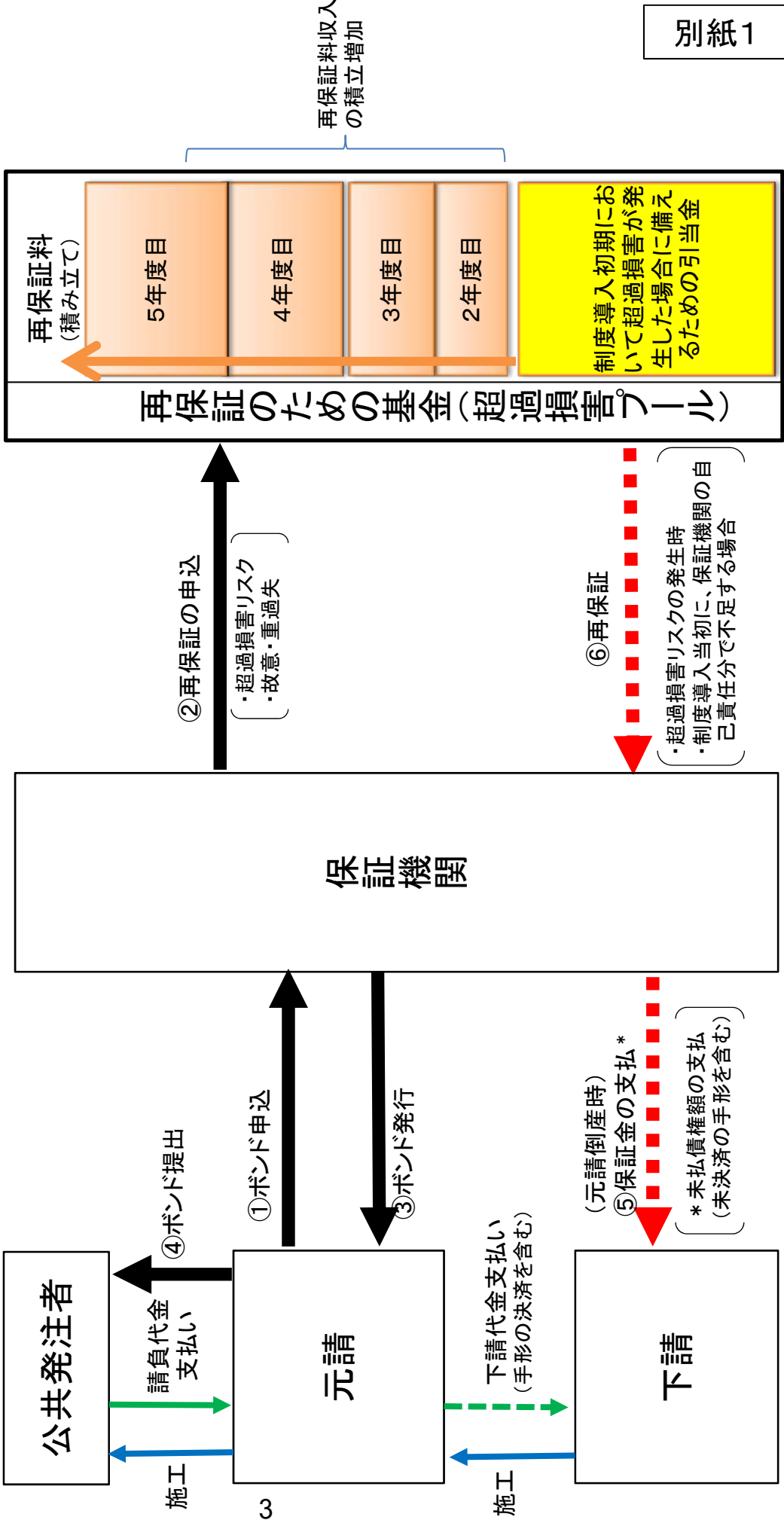
- ・ 分別管理に伴う元請の資金繰りへの影響を緩和するための対策が必要。

4. 今後の取組

- 当面は、23年度の出来るだけ早期に公共工事に制度を導入できるよう、調整を推進。
 - ・ 支払ボンドについては、公的な再保証システム創設、信託方式については、元請の資金繰り対策のための財政措置が必要
 - ・ 新たに発生する保証料等について、適切な負担の在り方を議論。制度立ち上げ段階では、負担軽減のための財政措置が必要
- 支払ボンド、信託方式を試行導入後、効果・課題を検証しながら下請債権保全策を一層拡充

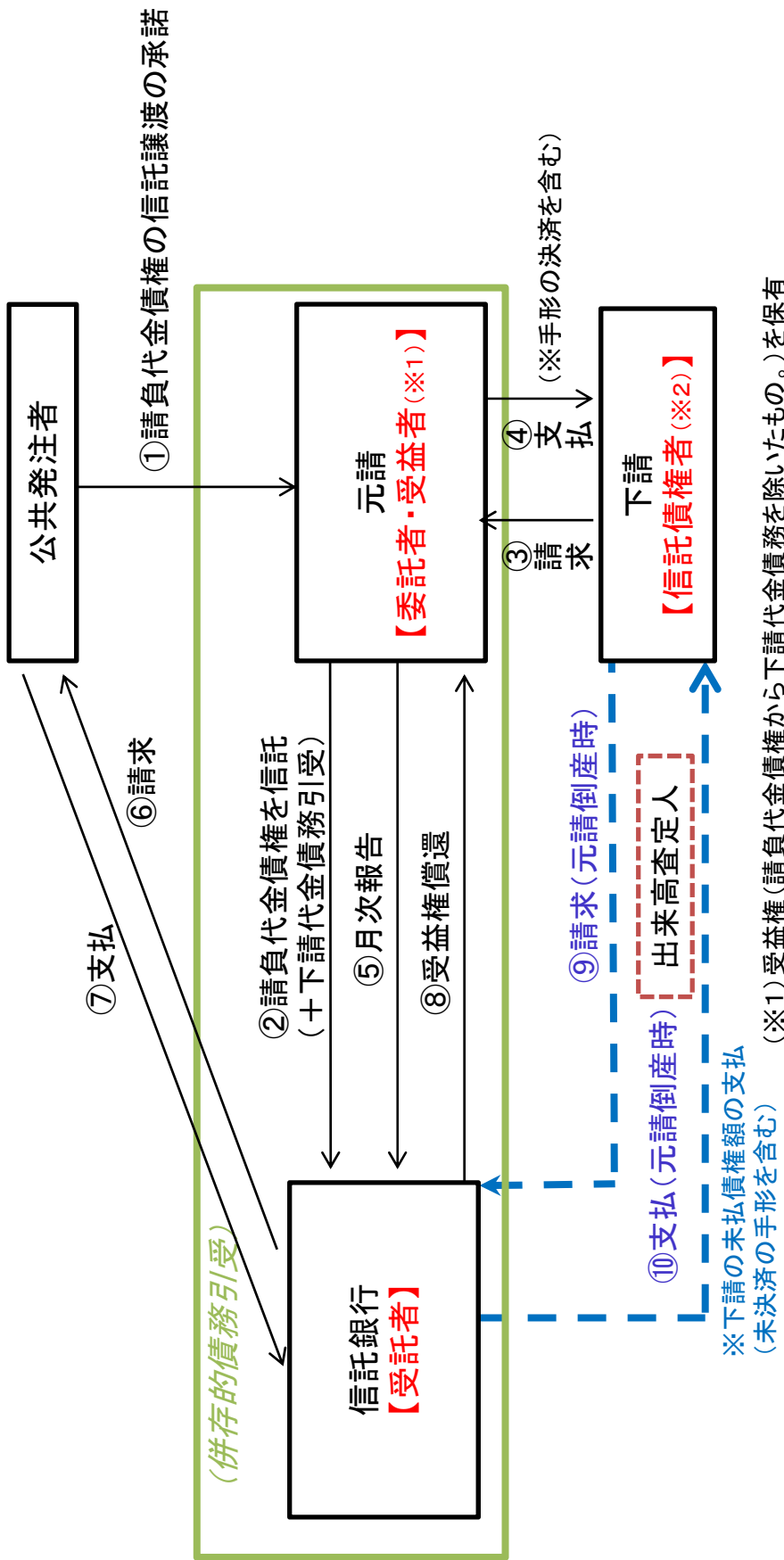
支払ボンドのスキーム

- 元請企業の倒産に伴い下請代金の不払が生じた場合に、保証機関が下請企業の未払債権額の支払を保証することにより、下請代金債権を保全する。
- 元請企業は、保証証書（支払ボンド）をあらかじめ発注者に提出するが、支払ボンドを得るために、保証機関に対して保証料を支払う。



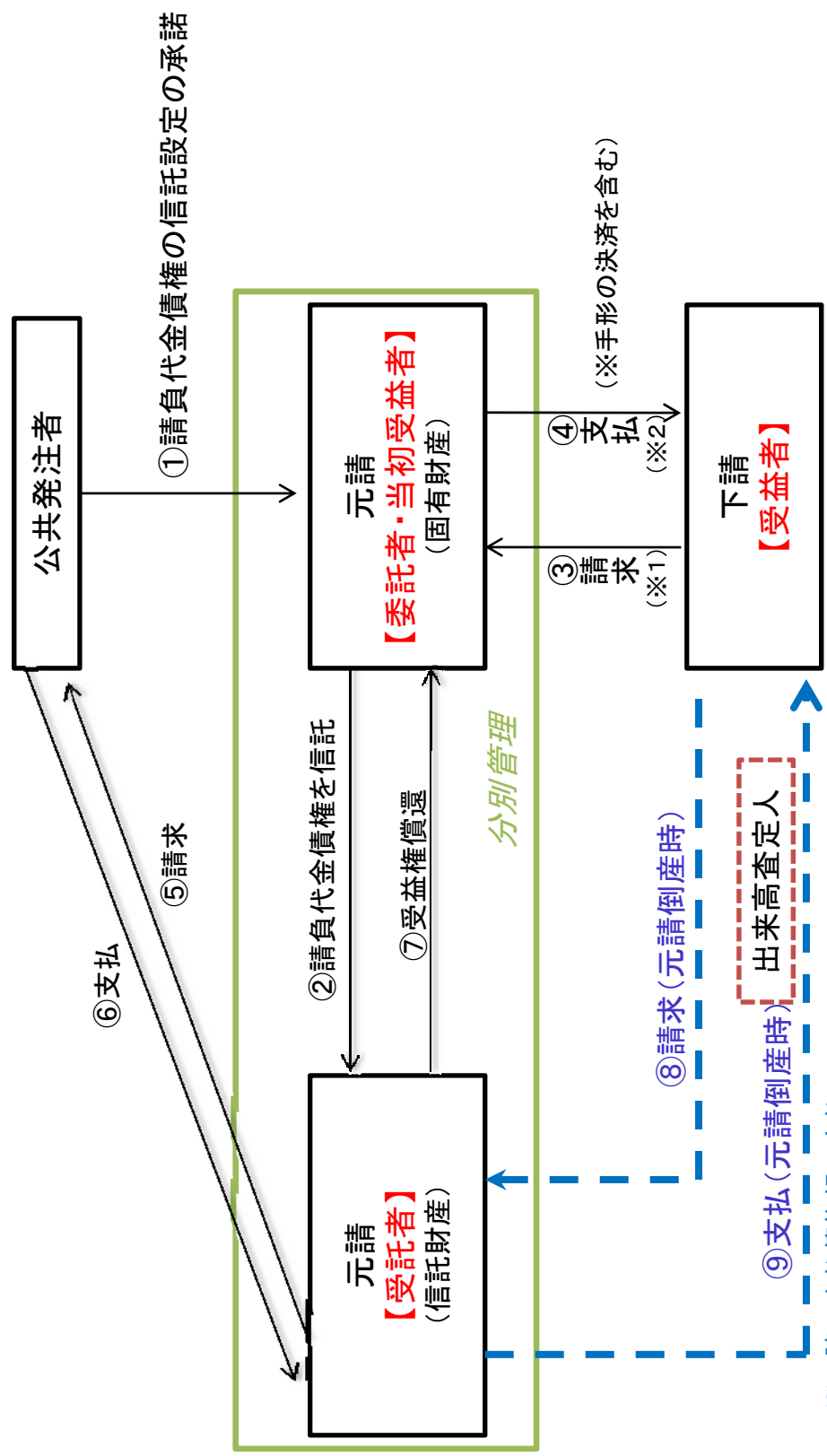
信託方式のスキーム(信託銀行活用型)

- 元請が工事請負代金債権を信託銀行に信託した上で、信託銀行が信託財産を限度に元請と併存して下請代金債権を引き受ける(併存的債務引受)。
- 通常時は元請が下請代金を支払い、元請倒産時は信託銀行が未払債権額を支払う。



信託方式のスキーム(自己信託)

- 元請が自ら受託者となって、受益者たる下請のため工事請負代金債権を分別管理することをあらかじめ公正証書で定める。(自己信託)
- 通常時は元請の固有財産から下請代金を支払い、元請倒産時は信託財産から未払債権額を支払う。



※下請の未払債権額の支払 (未決済の手形を含む)

(※1) 下請契約に定められた支払方法に応じて元請から下請に受益権が移転。これを担保に請求。

(※2) 下請への支払に応じて下請から元請へ受益権が移転